

阿南工業高等専門学校FD・SD委員会規則

(令和6年3月6日)

(規則第30号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校に阿南工業高等専門学校FD・SD委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げるファカルティディベロップメント(以下「FD」という。)及びスタッフディベロップメント(以下「SD」という。)に関する事項について審議する。

- (1) 教育方法等の改善に関する事項
- (2) 教職員の研修に関する事項
- (3) 教員の自己点検の検証に関する事項
- (4) 授業評価に関する事項
- (6) 教育支援組織の評価に関する事項
- (7) FD及びSDに関する情報の収集と提供に関する事項
- (8) その他FD及びSDに関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長が指名する者 1名
- (2) 一般教養教員のうちから選出された者 1名
- (3) 各コース教員のうちから選出された者 各1名
- (4) 事務部長
- (5) 技術部から選出された者 1名
- (6) その他校長が指名する者

(任期)

第4条 前条に規定する委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、委員の中から副委員長を指名する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴く

ことができる。

(部会)

第8条 委員会は，必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は，別に定める。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は，学生課及び総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

1 この規則は，令和6年3月6日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校FD委員会規則(平成29年4月1日規則第3号)は，廃止する。